

認定取消に必要な書類一覧

- 注1 「取消用」被扶養者等申告書(1/2)及び(2/2)」と共に、取消理由に応じた確認資料を提出してください。  
 注2 共済組合所定の様式「取消用」被扶養者等申告書(1/2)及び(2/2)、「事実申立書」等以外の証明資料は全てコピーを送付してください  
 注3 資格喪失証明書の発行が必要な場合は、「証明書発行申請書」を添付、若しくは電子申請にて発行申請してください。  
 電子申請システム入口: <https://www.yuseikyosai.or.jp/entry-denshishinsei/>  
 注4 審査の過程において下記に示す必要書類のほか追加資料を求めることがあります。  
 注5 収入が基準額(①年額130万円/②150万円/③180万円)以上となった場合は、取消が必要です。  
 ① 下記②、③以外の60歳未満の者は年額130万円(雇用保険は日額3,612円、傷病手当金等は日額3,612円、または月額108,334円)以上  
 ② その年12月31日現在の年齢が19歳以上23歳未満(「所得税法上の19歳以上23歳未満」という)の者は年額150万円、日額4,167円、月額125,000円以上  
 ③ 60歳以上の者又は概ね厚生年金保険法による障害厚生年金保険の受給要件に該当する程度の障がい者である者は年額180万円、日額5,000円、月額150,000円以上  
 注6 65歳未満の長期組合員の方で配偶者(20歳以上60歳未満)を認定取消する場合は、「国民年金第3号被保険者関係届」も提出してください。

取消理由	取消日	確認事項	確認書類
<b>就職</b> ※通勤費を含む雇用条件から推計する向う1年の収入が130万円(注5に該当する者は150万円若しくは180万円)以上となるパート・アルバイト(研修、見習い及び試用期間)等を含みます。	就職した日	就職日	・次の①～③のいずれかの書類 ①辞令 ②雇用契約書(就職日が記入されているもの) ③雇用条件通知書(就職日が記入されているもの)
<b>日本郵政グループ各社に就職 (=日本郵政共済組合に加入)</b>	日本郵政グループ各社に就職した日(=日本郵政共済組合に加入した日)	日本郵政グループ各社の就職日(=日本郵政共済組合の資格取得日)	・次の①～②のいずれかの書類 ①辞令 ②雇入労働条件通知書(契約期間の初日=採用日のものに限る)
<b>他の社会保険に加入</b>	他の社会保険に加入した日	他の社会保険の資格取得日	・次の①～④のいずれかの書類 ①資格情報のお知らせ ②資格確認書 ※2024年12月2日以降、マイナ保険証の利用登録をされていない方に発行されます。 ③マイナポータルでの健康保険の資格情報画面を印字したもの ④被保険者記録照会回答票 ※退職等により、加入した社会保険の資格を喪失している場合は年金事務所で「被保険者記録照会回答票」を取得の上、提出してください。
<b>雇用保険受給開始</b>	雇用保険受給開始日(基本手当日額が3,612円(※未満は除く) ※注5に該当する者は4,167円若しくは5,000円)	雇用保険受給開始日	・雇用保険受給資格者証(全てのページ) ※第1面に基本手当日額、第3面に受給開始日が明記されていること。
<b>収入増加</b>	注1 取消する被扶養者に配偶者がおり、その配偶者も被扶養者である場合、配偶者の取消要否を確認してください。(「扶養管」(3)項を参照) 注2 年金(個人年金を含む)、その他の収入がある場合は下記書類と併せて収入額がわかる書類を提出してください。		
(1) 賃金や勤務日数など雇用条件の変更があったとき ア 就業先から交付された「雇用条件変更通知書」に右記確認事項が網羅されている場合 イ 様式「給与等証明書[取消用]」に証明を受ける場合 ウ 止むを得ない事情により、上記ア又はイの書類が提出できない場合	雇用条件が変更された日	・雇用条件変更日 ・雇用条件変更前後の収入 ・雇用条件変更前後の雇用単価(時給、日給、月給の別) ・雇用条件変更前後の雇用時間数	・雇用条件変更通知書 ※雇用条件変更以前に、年間収入が130万円(注5に該当する者は150万円若しくは180万円)以上となっていた場合は、次項(2)の※印を参照してください。 ・様式「給与等証明書[取消用]」 ※勤務先で左記確認事項の全てについて証明を受けてください。 ※雇用条件変更以前に、年間収入が130万円(注5に該当する者は150万円若しくは180万円)以上となっていた場合は、次項(2)の※印を参照してください。 ・次の①～②のいずれかの書類 ①給与証明書(左記確認事項について勤務先が証明したもの) ②給与明細書(総支給額が確認できるもの) ※雇用条件変更以前に、年間収入が130万円(注5に該当する者は150万円若しくは180万円)以上となっていた場合は、次項(2)の※印を参照してください。
(2) 繁忙等により実情として勤務時間数が増加したことによる給与の増額	給与が増額し、年間収入130万円(注5に該当する者は180万円)以上となった日	・給与が増加した時期 ・給与支給額	・次の①～③のいずれかの書類 ①給与証明書 ②給与明細書 ③様式「給与等証明書[取消用]」 ※年間収入130万円(注5に該当する者は150万円若しくは180万円)以上となった月が属する年のすべての月(1月～)と、その前年分(1月～12月)の給与支給額(通勤費・賞与含む。)について証明を受けてください。
(3) 歩合制の給与のため結果的に給与が増えた		・月々の給与額 ・給与支給日	
(4) 自営業で、月々の収入(報酬)が明らかな職種に従事しており、月々の収入が増加したとき 【例】販売業、不動産賃貸業、文筆業など	契約を締結することにより収入限度額以上となることが見込まれるに至った日	・契約を結んだ日 ・契約を変更した日 ・契約金額 ・契約期間	・次の①～②の書類すべて ①契約書(又は覚書など) ②報酬支払明細書等(月別の収入が確認できる資料)
(5) 収入の時期が一定でない職種に従事していて、前年の収入が収入限度額以上となったとき 【例】農業、漁業、飲食業等	確定申告を行った日 ※確定申告を行った日が不明、確定申告締切後に確定申告を行った場合は確定申告の受付初日	・前年の収入 ・収入を得るための経費	・確定申告書及び収支内訳書 ※収入限度額以上の収入となった年と、その前年分の収入の書類が必要。 ※確定申告の対象期間が2025(令和7)年3月1日より前の場合 確定申告書などの総収入から、日本郵政共済組合で定める必要経費(税法上の必要経費とは異なります)を差し引いた収入額で判断します。 例: 2025(令和7)年3月2日に行った2024(令和6)年分の確定申告の対象期間は、2024(令和6)年1～12月となります。 ※確定申告の対象期間が2025(令和7)年3月1日以降の場合 確定申告書などの総収入から、所得税法(昭和40年法律第33号)第37条に定められた必要経費を差し引いて判断します。
(6) 株の運用により収入が増加したア 確定申告をしている場合	確定申告を行った日 ※確定申告を行った日が不明、確定申告締切後に確定申告を行った場合は確定申告の受付初日	・売却額(損失を控除しない額) ・売買の状況	・確定申告書一式(収支内訳書、株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書、確定申告書付表を含む) ※収入限度額以上の収入となった年と、その前年分の収入の書類が必要。 ※相続した株等の処分など譲渡収入が一回限りの場合は一時金とみなし収入に含まませんが、常態的に売買している場合は収入とみなします。 なお、株等の取得経費は必要経費として認められません。
イ 確定申告をしていない場合	売却額の総額が収入限度額を超えた日	・口座開設日 ・売却額(損失を控除しない額) ・売買の状況	・特定口座年間取引報告書 ※収入限度額以上の収入となった年と、その前年分の収入の書類が必要。 ※相続した株等の処分など譲渡収入が一回限りの場合は一時金とみなし収入に含まませんが、常態的に売買している場合は収入とみなします。 なお、株等の取得経費は必要経費として認められません。

認定取消に必要な書類一覧

- 注1 「[取消用]被扶養者等申告書(1/2)及び(2/2)」と共に、取消理由に応じた確認資料を提出してください。  
 注2 共済組合所定の様式「[取消用]被扶養者等申告書(1/2)及び(2/2)」,「事実申立書」等以外の証明資料は全てコピーを送付してください  
 注3 資格喪失証明書の発行が必要な場合は、「証明書発行申請書」を添付、若しくは電子申請にて発行申請してください。  
 電子申請システム入口: <https://www.yuseikyosai.or.jp/entry-denshishinsei/>  
 注4 審査の過程において下記に示す必要書類のほか追加資料を求められることがあります。  
 注5 収入が基準額(①年額130万円/②150万円/③180万円)以上となった場合は、取消が必要です。  
 ① 下記②、③以外の60歳未満の者は年額130万円(雇用保険は日額3,612円、傷病手当金等は日額3,612円、または月額108,334円)以上  
 ② その年12月31日現在の年齢が19歳以上23歳未満(「所得税法上の19歳以上23歳未満」という)の者は年額150万円、日額4,167円、月額125,000円以上  
 ③ 60歳以上の者又は概ね厚生年金保険法による障害厚生年金保険の受給要件に該当する程度の障がい者である者は年額180万円、日額5,000円、月額150,000円以上  
 注6 65歳未満の長期組合員の方で配偶者(20歳以上60歳未満)を認定取消する場合は、「国民年金第3号被保険者関係届」も提出してください。

取消理由	取消日	確認事項	確認書類																			
<p><b>年金(老齢・障害・遺族・企業)</b></p> <p>注 取消する被扶養者に配偶者があり、その配偶者も被扶養者である場合、配偶者の取消要否を確認してください。(「扶養替」(3)項を参照)                  ※給与や事業等、年金以外の収入がある場合は、すべての収入の証明をご提出ください。</p>																						
(1) 受給開始による収入増加	年金証書又は通知書の発行日 (全収入の合計が被扶養者の収入限度額以上となることを判った日)	・年金額 ・受給開始日	・次の①～③のいずれかの書類 ①年金決定通知書 ②年金証書及び初回年金額の振込通知書 ※年金受給開始日及び支給金額を確認するために必要です。 ③年金履歴回答票 ※年金事務所等で取得してください。																			
(2) 増額改定による収入増加		・改定日 ・改定前後の年金額	・次の①～②のいずれかの書類 ①年金額改定通知書及び年金証書 ※改定前及び改定後の両方とも提出が必要です。 ②年金履歴回答票 ※年金事務所等で取得してください。																			
個人年金等 (老齢・障害・遺族・企業年金以外の年金保険金の受給開始)	初回支給分の振込日	・初回支給分の振込日 ・年金保険金の支給額	初回支給分の振込通知書 ※保険の種類に関係なく、保険金を「一時金」ではなく「年金払い(一定期間継続して支給される形式)」で受け取る場合は上記書類を添付してください。 ※個人年金以外の収入がある場合はすべての収入の証明が必要です。																			
<p><b>扶養替</b></p> <p>注 夫婦の年間収入の差額が概ね1割以内の場合は、年間収入が同程度とみなし、届出により、主として生計維持する者の被扶養者となります。</p>																						
(1) 夫婦の収入が逆転したことによる扶養替 ア 配偶者(共同扶養者)が他の健康保険等に加入している場合 ① 配偶者の健康保険等の被扶養者となるための手続が完了している場合	配偶者(共同扶養者)の健康保険等の被扶養者となった日	配偶者(共同扶養者)の健康保険等の被扶養者として認定された日	・次の①～③のいずれかの書類 ①資格情報のお知らせ ②資格確認書 ※2024年12月2日以降、マイナ保険証の利用登録をされていない方に発行されます。 ③マイナンバーでの健康保険の資格情報画面を印字したもの																			
② 配偶者(共同扶養者)の健康保険等の被扶養者となるための手続中である場合	配偶者(共同扶養者)の健康保険等の被扶養者となる日	・組合員及び配偶者(共同扶養者)の収入 ・配偶者(共同扶養者)の健康保険等の被扶養者となる日	・次の①～②の書類すべて ①組合員及び配偶者(共同扶養者)の収入を証明する資料(直近の給与明細等) ②配偶者(共同扶養者)の健康保険等の被扶養者となる日付を記載した様式「事実申立書[収入逆転による扶養替]」																			
イ 組合員、配偶者(共同扶養者)ともに日本郵政共済組合員の場合	組合員と配偶者(共同扶養者)の収入が逆転したことを確認した日	組合員及び配偶者(共同扶養者)の収入	・次の①～②の書類すべて ①組合員及び配偶者(共同扶養者)の収入を証明する資料(直近の給与明細等) ②扶養替する日付(直近で収入逆転したことを確認した日)を記載した様式「事実申立書[収入逆転による扶養替]」																			
ウ 自営業者等の配偶者(共同扶養者)が国民健康保険に加入している場合	組合員と配偶者(共同扶養者)の収入が逆転したことを確認した日(配偶者が確定申告を行った日)	・組合員及び配偶者(共同扶養者)の収入 ・配偶者(共同扶養者)が確定申告を行った日	・次の①～③の書類すべて ①組合員の収入を証明する資料 ②配偶者(共同扶養者)の収入を証明する資料(直近の確定申告書等) ③扶養替する日付(直近で収入逆転したことを確認した日)を記載した様式「事実申立書[収入逆転による扶養替]」																			
(2) 配偶者との離婚による扶養替	離婚した日の翌日	離婚日	・次の①～②のいずれかの書類 ①離婚届受理証明書 ※調停の場合は、調停調査の写しも添付してください。 ②離婚の事実及び離婚日が記載された戸籍(除籍)謄本																			
(3) 組合員の配偶者以外が被扶養者であり、当該被扶養者に配偶者(夫婦相互扶助者)がいる場合に、夫婦合算した収入が基準額以上となったことによる扶養替	夫婦合算した収入が基準額以上となったことを確認した日	被扶養者及び被扶養者の配偶者(夫婦相互扶助者)の収入	・次の①～②の書類すべて ①被扶養者及び被扶養者の配偶者の収入を証明する資料(「収入増加」、若しくは「年金」の各項目に応じた書類) ②夫婦合算での収入が増加したことにより扶養関係を解消する事由・日付を記載した様式「事実申立書」																			
<p>夫婦2人の収入を合算した金額が、下表のいずれかに該当する場合、取消が必要です。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">取消が必要となる夫婦合算した収入</th> <th colspan="3">被扶養者の配偶者</th> </tr> <tr> <th>右記以外の60歳未満(130万円未満)</th> <th>所得税法上の19歳以上23歳未満(組合員の配偶者等を除く。)(※1)(150万円未満)</th> <th>60歳以上又は障害年金受給要件該当(※2)(180万円未満)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>下記以外の60歳未満(130万円未満)</td> <td>260万円以上</td> <td>280万円以上</td> <td>310万円以上</td> </tr> <tr> <td>所得税法上の19歳以上23歳未満(組合員の配偶者等を除く。)(※1)(150万円未満)</td> <td>280万円以上</td> <td>300万円以上</td> <td>330万円以上</td> </tr> <tr> <td>60歳以上又は障害年金受給要件該当(※2)(180万円未満)</td> <td>310万円以上</td> <td>330万円以上</td> <td>360万円以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 民法の期間に関する規定を準用するため、年齢は誕生日の前日において加算することから、誕生日が1月1日の被扶養者は前年の12月31日で年齢が加算されます。                  ※2 概ね厚生年金保険法による障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障がい者</p>				取消が必要となる夫婦合算した収入	被扶養者の配偶者			右記以外の60歳未満(130万円未満)	所得税法上の19歳以上23歳未満(組合員の配偶者等を除く。)(※1)(150万円未満)	60歳以上又は障害年金受給要件該当(※2)(180万円未満)	下記以外の60歳未満(130万円未満)	260万円以上	280万円以上	310万円以上	所得税法上の19歳以上23歳未満(組合員の配偶者等を除く。)(※1)(150万円未満)	280万円以上	300万円以上	330万円以上	60歳以上又は障害年金受給要件該当(※2)(180万円未満)	310万円以上	330万円以上	360万円以上
取消が必要となる夫婦合算した収入	被扶養者の配偶者																					
	右記以外の60歳未満(130万円未満)	所得税法上の19歳以上23歳未満(組合員の配偶者等を除く。)(※1)(150万円未満)	60歳以上又は障害年金受給要件該当(※2)(180万円未満)																			
下記以外の60歳未満(130万円未満)	260万円以上	280万円以上	310万円以上																			
所得税法上の19歳以上23歳未満(組合員の配偶者等を除く。)(※1)(150万円未満)	280万円以上	300万円以上	330万円以上																			
60歳以上又は障害年金受給要件該当(※2)(180万円未満)	310万円以上	330万円以上	360万円以上																			
離婚	離婚した日の翌日	離婚日	・次の①～②のいずれかの書類 ①離婚届受理証明書 ※調停の場合は、調停調査の写しも添付してください。 ②離婚の事実及び離婚日が記載された戸籍(除籍)謄本																			
養子縁組の解消	養子縁組を解消した日の翌日	・養子縁組を解消した事実 ・養子縁組を解消した日	・養子縁組を解消した事実及び解消日が記載されている戸籍謄本又は除籍謄本																			
別居	別居した日の翌日	別居日	・次の①～②のいずれかの書類 ①住民票(取消対象者の転入日が分かるもの) ※マイナンバー、本籍の記載がないものを提出してください。 ②住民票除票(別居した日がわかるもの)																			
結婚	被扶養者が結婚した日	婚姻日	・次の①～②のいずれかの書類 ①増届受理証明書 ②増届の事実及び婚姻日が記載された戸籍(除籍)謄本																			

認定取消に必要な書類一覧

- 注1 「[取消用]被扶養者等申告書(1/2)及び(2/2)」と共に、取消理由に応じた確認資料を提出してください。  
 注2 共済組合所定の様式「[取消用]被扶養者等申告書(1/2)及び(2/2)」,「事実申立書」等以外の証明資料は全てコピーを送付してください  
 注3 資格喪失証明書の発行が必要な場合は、「証明書発行申請書」を添付、若しくは電子申請にて発行申請してください。  
 電子申請システム入口: <https://www.yuseikyosai.or.jp/entry-denshishinsei/>  
 注4 審査の過程において下記に示す必要書類のほか追加資料を求められることがあります。  
 注5 収入が基準額(①年額130万円/②150万円/③180万円)以上となった場合は、取消が必要です。  
 ① 下記②、③以外の65歳未満の者は年額130万円(雇用保険は日額3,612円、傷病手当金等は日額3,612円、または月額108,334円)以上  
 ② その年12月31日現在の年齢が19歳以上23歳未満(「所得税法上の19歳以上23歳未満」という)の者は年額150万円、日額4,167円、月額125,000円以上  
 ③ 65歳以上の者又は概ね厚生年金保険法による障害厚生年金保険の受給要件に該当する程度の障がい者である者は年額180万円、日額5,000円、月額150,000円以上  
 注6 65歳未満の長期組合員の方で配偶者(20歳以上60歳未満)を認定取消する場合は、「国民年金第3号被保険者関係届」も提出してください。

取消理由	取消日	確認事項	確認書類
<b>国内居住要件非該当</b>			
(1) 日本国籍を有しており、住民票が日本にない場合			<ul style="list-style-type: none"> <li>住民票除票(国外へ転出した日がわかるもの)</li> <li>次の①～②のいずれかの書類</li> <li>①就労ビザ                             <ul style="list-style-type: none"> <li>※翻訳者の署名がされた日本語の翻訳文を添付してください。</li> </ul> </li> <li>②就労を目的として渡航していること等を記載した様式「事実申立書」                             <ul style="list-style-type: none"> <li>※ビザが発行されない国に渡航している場合に提出してください。</li> </ul> </li> </ul>
(2) 日本国籍を有しており、住民票が日本にある場合	国外へ転出した日の翌日	<ul style="list-style-type: none"> <li>日本国内に居住していない事実</li> <li>就労を目的として渡航している事実</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>渡航の事実が確認できる書類(パスポート、出入国記録等)</li> <li>次の①～②のいずれかの書類</li> <li>①就労ビザ                             <ul style="list-style-type: none"> <li>※翻訳者の署名がされた日本語の翻訳文を添付してください。</li> </ul> </li> <li>②就労を目的として渡航していること等を記載した様式「事実申立書」                             <ul style="list-style-type: none"> <li>※ビザが発行されない国に渡航している場合に提出してください。</li> </ul> </li> </ul>
(3) 日本国籍を有しておらず、日本の住民票がなくなった場合		日本国内に居住しなくなった事実	<ul style="list-style-type: none"> <li>住民票除票(国外へ転出した日がわかるもの)</li> </ul>
<b>自立</b>			
(1) 同居の場合		前年及び届出日の直近までの収入	<ul style="list-style-type: none"> <li>次の①～②の書類すべて</li> <li>①所得証明書及び様式「給与等証明書[取消用]」(取り消す被扶養者の収入が確認できるもの)</li> <li>②扶養関係を解消する事由・日付を記載した様式「事実申立書」</li> </ul>
(2) 別居の場合 ア 送金を停止した場合	生計維持関係が解消された日	<ul style="list-style-type: none"> <li>前年及び届出日の直近までの収入</li> <li>別居日から送金停止までの送金</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>次の①又は②及び③～⑤の書類すべて</li> <li>①住民票(取消対象者の転入日が分かるもの)                             <ul style="list-style-type: none"> <li>※マイナンバー、本籍の記載がないものを提出してください。</li> </ul> </li> <li>②住民票除票(別居した日がわかるもの)</li> <li>③所得証明書及び様式「給与等証明書[取消用]」(取り消す被扶養者の収入が確認できるもの)</li> <li>④扶養関係を解消する事由・日付を記載した様式「事実申立書」</li> <li>⑤別居した日からの送金の事実がわかる通帳等(現金の手渡し及び口座からの引き出し等による生計維持は認められません)</li> </ul>
イ 被扶養者の収入以上の送金を行わなくなった場合			
(3) 留学のため海外へ移転し、生計維持がない場合	生計維持関係が解消された日	<ul style="list-style-type: none"> <li>前年及び届出日の直近までの収入</li> <li>別居日から送金停止までの送金</li> <li>留学と同時に生計維持関係が解消された場合は留学した日のわかる書類(和訳したもの)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>次の①～③の書類すべて</li> <li>①所得証明書及び様式「給与等証明書[取消用]」(取り消す被扶養者の収入が確認できるもの)</li> <li>②扶養関係を解消する事由・日付を記載した様式「事実申立書」</li> <li>③別居した日からの送金の事実がわかる通帳等(現金の手渡し及び口座からの引き出し等による生計維持は認められません)</li> </ul>
(4) 被扶養者の収入が組合員の収入の1/2以上となった、又は、組合員が世帯の生計維持の中心的役割を果たさなくなった場合 ※ 組合員と被扶養者が同一世帯に属している場合に限る(同一世帯に属していない場合、(2)項イを参照)	被扶養者の収入が組合員の収入の1/2以上となった日	被扶養者の収入	<ul style="list-style-type: none"> <li>次の①～③の書類すべて</li> <li>①組合員の収入を証明する資料(直近の源泉徴収票等)</li> <li>②被扶養者及び被扶養者の配偶者の収入を証明する資料(「収入増加」、若しくは「年金」の各項目に応じた書類)</li> <li>③扶養関係を解消する事由・日付を記載した様式「事実申立書」</li> </ul>
<b>開業</b>			
(1) 開業と同時に限度額以上の収入が見込まれる場合	開業した日	開業した日	<ul style="list-style-type: none"> <li>開業届</li> </ul>
(2) 開業届提出日以降期間を置いて収入が発生した場合	開店(開設)した日	<ul style="list-style-type: none"> <li>開店(開設)した日</li> <li>収入額</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>開店日が明記された広告(チラシ)、契約書等</li> </ul>
(3) 開業後、収入に変動がある場合	確定申告を行った日 ※確定申告を行った日が不明、確定申告締切後に確定申告を行った場合は確定申告の受付初日	<ul style="list-style-type: none"> <li>前年の収入</li> <li>収入を得るための経費</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>直近の確定申告書及び収支内訳書</li> <li>※収入限度額以上の収入となった年と、その前年分の収入の書類が必要。</li> <li>※確定申告の対象期間が2025(令和7)年3月1日より前の場合、確定申告書などの総収入から、日本郵政共済組合で定める必要経費(税法上の必要経費とは異なります)を差し引いた収入額で判断します。例: 2025(令和7)年3月2日に行った2024(令和6)年分の確定申告の対象期間は、2024(令和6)年1～12月となります。</li> <li>※確定申告の対象期間が2025(令和7)年3月1日以降の場合、確定申告書などの総収入から、所得税法(昭和40年法律第33号)第37条に定められた必要経費を差し引いて判断します。</li> </ul>
被扶養者が後期高齢者医療制度加入	後期高齢者医療制度への加入日	<ul style="list-style-type: none"> <li>同居、別居の別</li> <li>別居の場合は被扶養者の現住所</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>後期高齢者医療受給者証</li> <li>※被扶養者が満75歳の場合は資料の添付は不要です。</li> </ul>
組合員が後期高齢者医療制度加入 (被扶養者がいる場合のみ)		組合員が後期高齢者医療制度へ加入した日	<ul style="list-style-type: none"> <li>後期高齢者医療受給者証</li> <li>※組合員が満75歳の場合は資料の添付は不要です。</li> </ul>
死亡	死亡した日の翌日	死亡日	<ul style="list-style-type: none"> <li>次の①～④のいずれかの書類</li> <li>①死亡診断書</li> <li>②死体検案書</li> <li>③埋火葬許可証</li> <li>④死亡日が記載された戸籍(除籍)謄本</li> </ul>
大学院の研究奨励金の受給	支給期間の初日	<ul style="list-style-type: none"> <li>大学院の研究員への採用日</li> <li>研究奨励金の支給開始日</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>次の①～②の書類すべて</li> <li>①採用通知書</li> <li>②研究奨励金の支給日が分かる資料</li> </ul>
司法修習生に採用	採用日	採用日	<ul style="list-style-type: none"> <li>次の①又は②及び③の書類</li> <li>①辞令書</li> <li>②採用の通知</li> <li>③修習給付金案内</li> <li>※ 給付金種類及び金額、支給日等一覧表に記載されている部分を添付してください。</li> </ul>
<b>遺産相続により恒常的に収入が発生する場合(不動産収入の発生等)</b>			
(1) 遺産分割協議書が作成された後に振込を受けたとき	遺産分割協議書の作成日	<ul style="list-style-type: none"> <li>遺産分割協議書の作成日</li> <li>収入額</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>次の①～②の書類すべて</li> <li>①遺産分割協議書</li> <li>②収入額の明細が分かる資料(不動産の変更契約書等)</li> </ul>
(2) 遺産分割協議書作成前に振込を受けたとき(又は協議が行われなかったとき)	振込を受けた日	<ul style="list-style-type: none"> <li>振込日</li> <li>収入額</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>振込日及び収入額が分かる通知書(振込通知書、通帳の写し等)</li> </ul>
(3) 不動産等の名義変更が行われた後に振込を受けた時	名義変更の届出日	<ul style="list-style-type: none"> <li>名義変更日</li> <li>収入額</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>名義変更届の写し及び収入額の明細</li> </ul>